

○酒田市地域福祉計画策定に関する懇話会要綱

(平成 18 年 5 月 18 日告示第 110 号)

改正 平成 22 年 6 月 11 日告示第 324 号

(目的)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、地域福祉計画の策定にあたり、広く住民の意見を聴取するため、酒田市地域福祉計画策定に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 懇話会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療、保健団体関係者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、一の地域福祉計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議には、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 懇話会の事務局は、健康福祉部に置く。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 11 日告示第 324 号)

この告示は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。